

経 済 産 業 省

20180302製局第2号

平成30年3月8日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年3月2日付け警察庁丙組組企発第33号、警察庁警備局長から平成30年3月2日付け警察庁丙備企発第61号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年3月2日付け外務省告示第64号により、国家公安委員会委員長が平成30年3月2日付け国家公安委員会告示第7号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

ン ク :

<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545>

415. ~759. [略]

415. ~759. [同左]

警察 隊中S [] の記録を提出し、

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二日

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

名簿記載者公告番号QI-80（ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI））

1 変更前

氏名 ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI）

名簿に記載された年月日 2004年1月16日（2008年4月7日、12月2日、2009年1月30日及び2011年5月16日に改訂）

その他参考となるべき事項 父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra Birouh。2008年11月にイタリアからアルジェリアに戻り、同国に居住している。オスマーン・ダルムシー（QI-85）の義理の息子。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。

2 変更後

氏名 ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI（original script：جمال لونييسي））

名簿に記載された年月日 2004年1月16日（2008年4月7日、12月2日、2009年1月30日、2011

年5月16日及び2018年2月14日に改訂）

その他参考となるべき事項 父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra Birouh。2008年9月にフランスからアルジェリアに戻り、同国に居住している。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年7月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）

・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545>